

返金規定

1, 入学検定料は、いかなる場合でも、返金しません。

東京出入国在留管理局への申請前の申請キャンセルでも、選考料は返金をしません。

2, 在留資格認定証明書(COE)交付後

・入国前のキャンセルの場合

→入学検定料と入学金は返金しません。入学検定料と入学金を除いた納付済みの納付金を返金します。

・在外公館（領事館）でビザの発給拒否の場合

→入学検定料は返金しません。ビザ発給拒否の事実確認と引き換えに、入学検定料を除いた納付済みの納付金を返金します。

3, 入国後

3-1)入学月の前月に留学ビザで入国し、入学月の前月までに退学手続きを完了した場合

→入学検定料と入学金は返金しません。

入学月の前月までの帰国と在留カード返却の確認、または他の資格変更許可の確認と引き換えに、15,000 円のキャンセル料を差し引いた残りの納付済みの納付金を返金します。

※留学の滞在資格を保持（留学ビザで日本への再入国ができる状態、他の在留資格に申請中等）している期間は退学手続きが未了のため、納付済みの納付金は返金対象として認められません。

3-2)入学月に入国してから入学前に退学手続きを完了した場合

入学検定料、入学金、6 か月分の授業料及び教材費は返金しません。左記以外の納付済みの納付金を返金します。

※留学の滞在資格を保持（留学ビザで日本への再入国ができる状態、他の在留資格に申請中等）している期間は退学手続きが未了のため、納付済みの納付金は返金対象として認められません。

3-3)入学後に退学手続きを完了した場合

入学検定料、入学金、受講済みの授業料（退学手続きが完了した月を含む）は返金しません。また、退学手続き完了月の翌月から6 か月分の授業料及び教材費（6 か月満たない場合は残りの期間全て）は返金しません。退学手続き完了月の翌月以降の期間分の課外活動費、施設管理費、保険料、健康管理費は返金します。ただし、当機関から支払い済みの費用で、支払い先が返金対応に応じることができない場合には理由を開示した上で返金しないことがあります。

例：退学手続き完了月の翌月のバス旅行費用が返金期日を過ぎていた場合等

4, 返金対象除外事項及び災害時等の返金対応

4-1)除籍処分、退去強制処分の生徒に対しては納付済みの納付金は返金しません。

4-2)災害時等やむをえない事情で休校措置となった場合は免責として、その期間の納付済みの納付金は返金対象から除外します。

4-3)災害時等により本校の授業実施が困難となり転学支援規定により他の機関へ転校が認められた場合には、退学手続きが完了したものとして退学手続き完了月の翌月以降の期間分の納付済み納付金を返金します。

以上